

議案第72号

林道開設工事に伴う損害の賠償に係る和解について

次のとおり因美（西宇塚工区）林道開設工事における施工管理瑕疵に伴う損害の賠償に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

八頭郡智頭町 企業

2 和解の要旨

平成19年度因美（西宇塚工区）林道開設工事（以下「林道開設工事」という。）の施工管理の瑕疵により、県に生じた損害について、和解の相手方は損害賠償金351,750円を県に支払うものとする。

3 事件の概要

和解の相手方が施工した林道開設工事に施工管理瑕疵があったことにより、平成20年度に同工区間で実施した法面緑化工事の施工面積が増大した。これにより、県に法面緑化工事の増額変更契約を締結する等の損害が生じたもの。

このことについて、和解の相手方には施工管理における注意義務を怠った過失が認められるため、県は和解の相手方に対し増額変更契約に必要な費用を負担させることで和解しようとするものである。